



蒲 生 北 部 復 興

区 画 整 理 だ よ り

VOL 36



発行: 仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

平成 28 年 12 月 26 日

<http://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
寒さも本格的になり、年の瀬が迫ってまいりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今回の「区画整理だより」では、今年度の保留地販売の入札結果、完成宅地の引渡し開始、地区内における建築物の新築等に必要な手続き及び工事の施工状況についてお知らせいたします。

お知らせ

◆今年度の保留地販売(権利者先行販売)の入札結果について

事業地区内の権利者様を対象とした今年度の保留地販売(4区画)については、11月28日(月)から12月7日(水)までの期間、入札参加申込みの受付を行ったところ、計3件の申込みをいただきました。

その後、12月20日(火)に入札を行い、3区画について落札者が決定いたしました。今後、売買契約を締結のうえ、保留地の引渡しを行う予定です。

なお、申込みの無かった1区画(保留地番号:H28-A-4)については、今後、権利者様以外も対象として販売を行います。詳細が決まり次第ご報告いたします。(保留地の位置等の詳細については前々号をご覧ください)

◆完成宅地の引渡し開始について

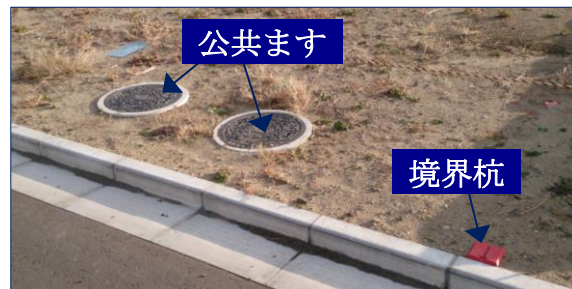
6街区、9街区の一部の仮換地及び保留地については、来年1月より順次、権利者様への引渡しを開始いたします。

引渡しにあたっては、隣接地との境界を示す境界杭、公共ますの位置等を現地にて立ち会い確認いただき、必要な書類へ押印をいただきます。

対象となる権利者様へは個別にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いたします。



完成宅地 (6街区)



公共ます

境界杭

なお、引渡し後の宅地は、権利者様にて管理を行っていただくこととなります。

◆地区内における建築物の新築等に必要な手続きについて

土地区画整理事業の完了（換地処分公告）までに、地区内において以下の行為を行う場合は、事前に土地区画整理法第76条に基づく仙台市長の許可が必要となります。

- 建築物等の新築・改築・増築
（災害危険区域の指定により、住居の用に供する建築物の建築はできません）
- 土地の形質の変更
- 重量が5トンを超える移動の容易でない物件の設置または堆積

これらの行為を計画されている方は、許可申請書（様式は仙台市ホームページをご参照ください）に必要図面を添付のうえ、蒲生北部整備課（TEL022-214-8031）まで申請が必要となります。詳細については事前にご相談いただきますよう、よろしくお願いたします。

◆蒲生北部JVからのお知らせ

現在、当JVでは、事業地区内において以下の工事を行っております。

- ・ 宅地造成工事、道路の築造
- ・ 下水道管（雨水排水管・汚水排水管）の新設工事
- ・ 汚水幹線の撤去工事
- ・ 構造物の撤去工事

地区西側：宅地造成工事の状況



交通規制等でご迷惑をお掛けしておりますが、安全第一で作業を進めてまいりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

《お問合せ先》 蒲生北部JV

- ・ 事業全般の問合せ（統括事務所）担当：安永、佐々木（TEL022-387-1202）
- ・ 工事に関する問合せ（工事事務所）担当：南、松本（TEL022-349-4312）

※12月28日～1月4日の間は年末年始休暇期間のため、緊急のご連絡は、安永（TEL090-1041-7873）までお願いします。

◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方に発送しております。

相続権利者につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方に発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎6階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email: fko002250@city.sendai.jp

